

平成25年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 詐害行為取消請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月18日

判 決

原告 国

被告 株式会社Y

主 文

- 1 被告と株式会社B(本店所在地 岡山市)が、平成23年1月11日にした別紙物件目録記載1ないし7の不動産の売買契約及び同年2月25日にした同目録記載8の不動産の売買契約を取り消す。
- 2 被告は、同目録記載1及び2の不動産について、岡山地方法務局平成●年●月●日受付第●●●号、同目録記載3及び4の不動産について、同法務局倉敷支局平成●年●月●日受付第●●●号、同目録記載5ないし7の不動産について、同法務局岡山西出張所平成●年●月●日受付第●●●号、同目録記載8の不動産について、那覇地方法務局宜野湾出張所平成●年●月●日受付第●●●号の各所有権移転及び信託登記の、各抹消登記手続をせよ。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文と同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 株式会社B（本店所在地は岡山市。以下「滞納会社」という。）は、平成20年4月から平成21年12月までの間の各給与等支払時に納税義務が成立した源泉所得税を納付せず、平成20年度分（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間）の法人税を法定申告期限である平成21年6月2日までに申告せず、又、同税を納付せず、平成21年度分（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間）の法人税を法定申告期限である平成22年6月1日までに申告せず、又、同税を納付しなかった。

(2) 滞納会社は、その所有に係る不動産を以下のとおり処分した。

ア 滞納会社は、別紙物件目録（以下「別紙」という。）記載37ないし40の不動産について、平成22年12月22日信託を登記原因とし、C及びDを受託者とする所有権移転登記（岡山地方法務局岡山西出張所平成●年●月●日受付第●●●号、同第●●●号）をした。

イ 滞納会社は、下記不動産について、次のとおり、平成●年●月●日信託を登記原因とし、滞納会社と同一商号の別会社（本店所在地 岡山市）を受託者とする所有権移転登記をした。

(ア) 別紙記載9ないし13の不動産

岡山地方法務局平成●年●月●日受付第●●●号

(イ) 別紙記載23ないし28の不動産

岡山地方法務局岡山西出張所平成●年●月●日受付第●●●号

ウ 滞納会社は、被告に対し、平成23年1月11日、下記不動産を売り渡し（以下「本件第1売買契約」という。）、次のとおり、同日信託を登記原因とし、上記別会社を受託者とする所有権移転登記をした。

(ア) 別紙記載 1 及び 2 の不動産

岡山地方法務局平成●年●月●日受付第●●●号

(イ) 別紙記載 3 及び 4 の不動産

岡山地方法務局倉敷支局平成●年●月●日受付第●●●号

(ウ) 別紙記載 5 ないし 7、16 ないし 22 の不動産

岡山地方法務局岡山西出張所平成●年●月●日受付第●●●号

(エ) 別紙記載 29 ないし 32 の不動産

岡山地方法務局津山支局平成●年●月●日受付第●●●号

エ 滞納会社は、別紙記載 14 及び 15 の不動産について、E を所有者とし、平成 23 年 1 月 19 日売買を原因とする所有権移転登記（岡山地方法務局岡山西出張所平成●年●月●日受付第●●●号）をした。

オ 滞納会社は、別紙記載 33 ないし 36 の不動産について、F を所有者とし、平成 16 年 4 月 14 日売買を原因とする所有権移転登記（岡山地方法務局岡山西出張所平成●年●月●日受付第●●●号）をした。

カ 滞納会社は、被告に対し、平成 23 年 2 月 25 日、別紙記載 8 の不動産を売り渡し（以下「本件第 2 売買契約」という。）、同日信託を登記原因とし、被告を受託者とする所有権移転登記（那覇地方法務局宜野湾出張所平成●年●月●日受付第●●●号）をした。

(3) 滞納会社は、上記 (2) の処分をしたことにより無資力状態となった。

(4) 滞納会社は、債権者である原告を害することを知って、被告との間で、本件第 1 売買契約及び本件第 2 売買契約を締結した。

(5) 上記 (1) に係る滞納会社の滞納税額は、平成 25 年 1 月 31 日時点で、次のとおりである。

ア 源泉所得税 7 万 9 2 0 0 円

イ 法人税（平成 20 年度分）

(ア) 本税 1 1 9 4 万 7 1 0 0 円

(イ) 延滞税	407万8800円
ウ 法人税 (同) 無申告加算税	236万3000円
エ 法人税 (平成21年度分)	
(ア) 本税	10万8100円
(イ) 延滞税	2万9700円
オ 法人税 (同) 無申告加算税	1万5000円
(アないしオの合計額	1862万0900円)

- (6) よって、原告は、国税通則法42条、民法424条1項本文に基づき、本件第1売買契約及び本件第2売買契約を取り消すことを求め、被告に対し、本件第1売買契約の対象である不動産のうち別紙記載1ないし7及び本件第2売買契約の対象である別紙記載8の不動産についてされた各所有権移転及び信託登記の各抹消登記手続を命ずることを求める。

2 請求原因に対する認否等

- (1) 上記1(1)、同(5)については、滞納会社が国税を滞納していることは認め、その余は知らない。
- (2) 同(2)について
ウ及びカは認め、その余は知らない。
- (3) 同(3)について
滞納会社が無資力であるとの点は否認し争う。滞納会社は、下記不動産(以下併せて「G物件」という。)を所有しており、その評価額の合計額は2億4823万3405円である。

- ア 所在 倉敷市
地番
地目 山林
地積 165平方メートル
- イ 所在 倉敷市

地番

地目 宅地

地積 2366.00平方メートル

ウ 所在 倉敷市

地番

地目 山林

地積 366平方メートル

エ 所在 倉敷市

地番

地目 原野

地積 476平方メートル

(現況)

地目 一部道路

オ 所在 倉敷市

家屋番号

種類 店舗

構造 鉄骨造陸屋根5階建

床面積 1階 1010.02平方メートル

2階 841.96平方メートル

3階 906.04平方メートル

4階 885.61平方メートル

5階 872.57平方メートル

(附属建物)

符号 1

種類 倉庫

構造 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 25.44平方メートル

符号 2

種類 機械室

構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

床面積 33.80平方メートル

(4) 同(4)については争う。

理 由

1 証拠(甲1、2、10、11、14、15)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)及び(5)の各事実を認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠は存在しない。

2 証拠(甲3ないし9(枝番号を含む。))によれば、請求原因(2)の各事実を認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠は存在しない。

3 請求原因(3)、(4)について

(1) 上記1及び2に認定した事実に加え、証拠(甲1、10ないし23)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 滞納会社を所管する西大寺税務署は、平成22年9月28日に滞納会社の法人税等の調査(以下「本件調査」という。)に着手した。

イ 滞納会社では、元代表取締役のH(以下「H」という。)について平成16年6月30日退任を原因とする退任登記がされたまま、取締役が選任されていなかった。

ウ 西大寺税務署の担当官は、平成22年11月26日に、Hに対し、滞納会社が申告すべき売上げ及び原価等の概算額を提示した。

エ Hは、西大寺税務署の担当者に対し、1000万円の追徴課税で収められるように処理してほしいと懇請したが、これを拒否されたため、滞納会社を解散させると述べた。

オ 滞納会社は、その所有不動産を次のとおり処分した。

(ア) 平成22年11月30日、別紙記載37ないし40の不動産を、C及びDに1000万円で売り渡し、同年12月22日信託を登記原因として、所有権移転登記をした。

(イ) 平成23年1月11日、別紙記載9ないし13、23ないし28の不動産を、滞納会社と同一商号の別会社（本店は岡山市）に売り渡し、同日信託を原因とし、上記別会社を受託者とする所有権移転登記をした。

(ウ) 同日、被告との間で本件第1売買契約を締結して同契約に係る不動産を売り渡し、平成23年1月18日から同月20日にかけて、同月11日信託を登記原因とし、被告を受託者とする信託登記による各所有権移転登記をした。

(エ) 平成23年1月20日、Fから依頼されて滞納会社名義で競落した別紙記載14及び15の不動産を、Fの転売先であるEに平成23年1月19日売買を原因として所有権移転登記をし、平成23年2月25日、Fから依頼されて滞納会社名義で競落した別紙記載33ないし36の不動産をFに平成16年4月14日売買を原因として所有権移転登記をした。

(オ) 平成23年2月25日、被告との間で本件第2売買契約を締結して同契約に係る不動産を売り渡し、同年3月9日、同年2月25日信託を登記原因とし、被告を受託者とする信託登記による所有権移転登記をした。

カ 平成24年度の別紙記載1ないし8の各不動産の価格は、次のとおりであった。

(ア) 別紙記載1 850万6680円

(イ) 同2 70万2785円

(ウ) 同3 315万2656円

(エ) 同4 293万6852円

(オ) 同5 143万2627円

- (カ) 同6 30万8004円
- (キ) 同7 293万0408円
- (ク) 同8 932万1119円
- (合計 2929万1131円)。

キ 滞納会社は、平成23年2月25日、西大寺税務署に対し、本件調査に係る2期分の確定申告書（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで及び平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）を各提出した。

ク 滞納会社の第19期決算報告書のうち、平成22年3月31日現在の貸借対照表の資産の部には、現金1895万2447円、普通預金50万6631円、販売用土地7310万円、短期貸付金2000万円（合計1億1255万9078円）の記載がある。

ケ 滞納会社は、平成23年3月3日、臨時株主総会を開催して解散を決議し、同月4日にその旨の登記をした。

コ 滞納会社は、解散登記以後事業活動をしていない。

サ 滞納会社は、現在めぼしい不動産を所有しておらず、金融機関にも、預貯金等の資産を有していない。

シ Hは、平成24年4月23日及び同年6月28日、広島国税局財務事務官の質問に対し、上記オの不動産処分は、国税による差押えを受ける前に先に売り渡した方が良いと判断してしたものであり、売却代金は債務の返済等に充てたが証明する資料はない、登記原因を信託としたのは、登録免許税及び不動産取得税を安くする目的からしたものである、上記クの貸付金の回収見込みはなく、滞納会社の財産は何もない旨回答した。

ス 被告代表者は、同年4月24日、広島国税局財務事務官の質問に対し、産業廃棄物処理等を目的として被告を設立していたが休眠中の状態であったところ、滞納会社から不動産取引の話をもちかけられたため、不動産の転売目的で関与した、登記簿上は信託として登記されているが、実際は売買である

旨回答した。

(2) 上記(1)アないしシに認定した各事実によれば、Hは、会社法346条1項に基づき権利義務を有する滞納会社の代表者として、本件調査を受けたことにより将来滞納会社の財産について差押えを受けることを免れるために、滞納会社の不動産を処分したもので、債権者である原告を害することを知って本件第1売買契約及び本件第2売買契約を締結したものと認められ、上記認定を覆すに足りる証拠は存在しない。

(3) 上記(1)オ、ク、コ、サ、シに認定した各事実によれば、滞納会社は無資力の状態にあると認められる。これに対し、被告は、滞納会社がG物件を所有しており、その固定資産評価額の合計額は2億4823万3405円であるから、滞納会社は無資力ではない旨主張して、上記評価額の記載のある固定資産税証明書(乙3ないし6)を提出するが、証拠(甲24の1及び2、乙1、7)によれば、G物件は、滞納会社が、当庁平成●●年(○○)第●●号不動産競売事件の特別売却において、平成19年1月16日、336万8000円で売却許可決定を受けて買い受けたものであるところ、同物件については、上記競売事件の再評価時点(平成18年8月4日)で、地代不払を原因として通行禁止の柵が設置され、建物については補修工事を施して継続使用をすることが困難であるとみられたことから土地及び建物の一括価格が421万円と評価されたものの、なお買受人が現れなかった経緯が認められ、これに加えて滞納会社が、買受け後、G物件の所有名義を変更していないこと(弁論の全趣旨)からすると、G物件が客観的な交換価値を有していると認めることはできず、上記固定資産税証明書の評価額の記載はたやすく信用することができないから、被告の上記主張は採用することができない。

4 以上によれば、請求原因はいずれも理由がある(なお、本税が本件第1売買契約及び本件第2売買契約より前に成立していることからすると、上記各契約後に成立した延滞税も詐害行為取消権によって保全されるべき債権に当たると解され

る（最高裁判所平成元年4月13日第一小法廷判決・金融法務事情1228号34頁参照））。

5 上記（1）スの事実があるところ、被告は、本訴訟において、本件第1売買契約及び本件第2売買契約締結当時において債権者を害すべき事実を知らなかったことについて具体的に主張しない。

6 よって、原告の被告に対する本件請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所 第1民事部

裁判官 北澤 純一